

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク
Citizen's Network for Japanese-Filipino Children

2025 年度事業報告書

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

(Citizen's Network for Japanese-Filipino Children)

【東京事務所】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2 西新宿ハイホーム 206

TEL / FAX : 03-6276-1522 E-mail: jfcnet@jca.apc.org

ホームページ(日本語) : <http://www.jca.apc.org/jfcnet>

Facebook: jfcnet tokyo

【目次】

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは	4-5
1. 設立	
2. 法人取得	
3. 設立目的	
4. 事業	
5. 組織体制	
(1)フィリピン協力団体	
①マリガヤハウス/Maligaya House,	
② RGS-COW/Religious of the Good Shepherd- Center for Overseas	
(2)ケース受任協力弁護士	
第2 2025年度の事業の概要	
1. 東京事務所の事業の概要	6-16
(1) 法的・行政手続支援事業	6-8
① JFC に対する法的・行政手続支援	
a.日本弁護士連合会の「外国人に対する法律扶助制度」の利用	
b.父親の住所地調査	
② JFC サポートファンド	
③ マリガヤ応援ファンド	
④ DNA 鑑定企業との連携	
⑤ ケースの打切・解決の処理	
(2) 生活・教育支援事業	8-12
①JFC 母子向けプログラム	
②子どもサポートプログラム	
a. 父子面会交流サポート	
③他団体の支援システム利用	
a. KAPATIRAN 奨学金申請サポート	
b.一般社団法人 COLABO 食料/衣料支援	
④生活自立支援プロジェクト	
a. 日本へ移住予定の JFC 向け日本語レッスン	
b. JFC ワークショップの開催 (2回)	
c. JFC 勉強会の開催 (2回)	
(3) 普及・啓発事業	12-14
(ア) ニュースレター「MALIGAYA」の発行	
(イ) イベント・勉強会などへの参加	
(ウ) 講演・登壇	
(エ) フィリピン・スタディツアー	
(オ) 調査・研究活動・ロビーイング	
a. 「参議院選挙にあたり排外主義の煽動に反対する NGO 緊急共同声明記者会見」を開催し、共同声明を公表	

b. 省庁交渉への参加	
(4)その他	14
① 理事会	
② 通常総会	
③ インターンおよびボランティアの受け入れ	
④ 第 63 回社会貢献者	
(5)ファンドレイジング	14-15
①ファンドレイジング	
②データ管理	
③クレジット決済システムの活用	
⑤ 認定 NPO 法人取得に向けた取り組み	
2. フィリピン現地協力団体	15-16
1) Maligaya House(マリガヤハウス)	
2) RGS-COW (Religious of the Good Shepherd for Overseas)	
第 3 東京事務所における JFC に対する法的支援事業の概要	17-35
1. ケース対応の手続	17
2. 受理・処理の状況 (表 1～5、図 1)	18-20
3. 婚姻手続 (表 6～10、図 2)	21-23
4. 国籍取得 (表 11～18、図 3)	24-30
(1) 概要	24
(2) 認知による国籍取得(国籍法 3 条)	25-26
(3) 準正による国籍取得 (国籍法 3 条 1 項)	27-28
(4) 国籍再取得	29-30
5. 認知 (表 19、表 20、図 5)	31-32
6. 養育費請求 (表 21～23)	33
7. 在留特別許可 (表 24)	34
8. 訴訟ケース (表 25)	35

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは

1 設立

1994年5月に設立された。初代代表は松井やより氏。

2 法人格取得

2006年3月に東京都より認証を受け、法人格を取得した。

3 設立目的

1980年代から日本へ働きに来るフィリピン人女性の増加に伴い、日本人男性との出会いが増え、両者の恋愛・結婚、そして両者間に生まれる子どもたちが増加した。幸せな家族を築いている日比家族も増えているが、中には日本人の父親に養育放棄されるなどのために、精神的・経済的に苦しい生活を余儀なくされている子どもたちも多い。こうした子どもたちとその母親の人権を守る活動をする目的で設立した市民団体である。

4 事業内容

- ① 法的行政手続支援事業（子どもの父親探し、認知請求、養育費請求、国籍取得など）
- ② 生活・教育支援事業（生活自立支援など）
- ③ 普及啓発事業（スタディツアー開催、ニュースレター発行、日本政府へのロビーイング）

5 組織体制

【理事】

理事長 鈴木雅子

副理事長 大森佐和

理事：近藤博徳、豊島眞、太田直子、小ヶ谷千穂、毛受久

監事 秋葉丈志

【事務局】

・事務局長：伊藤里枝子

・事務局員：3名

(1) フィリピン協力団体

① マリガヤハウス (Maligaya House)

「特定非営利活動法人 JFC ネットワーク」の委託先フィリピン・マニラ事務所。1998年1月17日設立。

② RGS-COW (Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)

ミンダナオ島・ダバオにある修道会の組織。海外出稼ぎ労働者の権利擁護の活動をしている。2007年以降、RGS-COW で相談を受けたケースを扱っている。

(2) ケース受任協力弁護士

JFC 弁護団は1993年4月結成。父親との交渉が難航したなどの理由により、調停や裁判などの法的処置の必要な事件を依頼していた。

現在は弁護団という形での活動はしていないが、法的処置の必要なケースを受任して頂いて

いる弁護士は全国に 292 名である。地方に在住する父親に対し法的手続を行うために、地方に事務所を構える協力弁護士の確保が喫緊の課題となっている（特に 2004 年 4 月の人事訴訟法施行後は在比ケースも東京家庭裁判所ではなく原則として父親の住所地を管轄する家庭裁判所で手続を行うことが必要となったため）。

弁護士不在の地方は、13 県である（青森県、秋田県、山形県、石川県、奈良県、和歌山県、岡山県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、熊本県）。



第2 2025年度の事業の概要

1 東京事務所の事業の概要

2025年度の東京事務所の事業の概要は、以下の通りである。

(1) 法的・行政手続支援事業

① JFC に対する法的・行政手続支援

弁護士と連携した子どもの認知請求、養育費請求などを求める調停・訴訟、日本国籍所得および在留特別許可などを求める法的・行政手続支援活動を行っている。詳細は後記（第3）の通りである。

a. 日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」の利用

在日ケースを弁護士に依頼する場合、ほとんどのクライアントは経済的に厳しい環境にあるため、日本司法支援センター（通称「法テラス」）の民事法律扶助制度を多く利用している。しかし、在日ケースで母子が在留資格を有しない場合または在外ケースの場合には、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用している。

b. 父親の住所地調査

クライアントから入手した父親の住所地情報で父親の住民票などが取れなかった場合の父親の所在地調査が困難となっている。

近年、フィリピンの入国管理局も個人情報の保護のため、日本人の父親の渡航記録の開示請求は子どもの出生証明書に父親名が書かれていても、父親本人からの請求でないと請求ができなくなったため、父のパスポート番号を持ってないケースについては父の所在地を確認することが難しい。

② JFC サポートファンド

JFC ネットワークはマニラの事務所のマリガヤハウスとダバオの団体・RGS-COW を通じて法律相談を受け付けている。ほとんどのケースは認知や養育費請求の相談であり、東京事務所に書類が送られてきた後、弁護士がケースを受任後、裁判所へ調停の申立や訴訟の提起を行う。ほとんどの母子は経済的に困窮しているため、弁護士費用を払うことができない。そのため、母子は、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用して、弁護士費用の負担なくケースを進めている。しかし、裁判をするために最低限必要な書類（母子の出生証明書や婚姻歴証明書、渡航記録、その他の証拠書類など）は本人が準備をする必要があるが、その書類の取り寄せに約12,000円がかかる。経済的に厳しいJFC母子が、これらの費用を準備するのは困難であることが多い。そのため、10件に1件くらいのケースが貧困のため書類を準備するお金を工面できずにケースが滞ってしまう状況にある。経済的に苦しい母子がお金がないことで自身の権利請求を断念せざるを得なくならぬよう「JFC サポートファンド」を利用する。同ファンドの仕組みは以下のとおりである。

◆どの母子に支援をするかについてはマリガヤハウスのソーシャルワーカーあるいはRGS-COWのスタッフからの申し出を受け、東京事務所のスタッフとマリガヤハウスのスタッフで話し合い決定し、理事会の承認を得る。

◆ファンドを受けた母子についてはニュースレター「マリガヤ」にてその都度ご報告

をする。

◆1年間の目標額を11万とする。

◆頂いたご寄付の1割はJFCネットワークの「ケース管理のための諸費用」として控除する。

<2025年度JFCサポートファンド支給ケース>

ケース受理地	対象	金額	理由
マリガヤハウス	母子	14,300PHP=37,632円	障害を持つJFCの日本国籍取得の届出のために在比日本大使館に行くための諸経費(書類取寄代、交通費、宿泊費)
マリガヤハウス	母子	12,000PHP=30,809円	同上
マリガヤハウス	JFC	737.495PHP=2,000円	来日予定のJFCの査証申請費用等諸経費
マリガヤハウス	JFC	3,000PHP=8,002円	同上

③ マリガヤ応援ファンド

マリガヤハウスの日本人スタッフの河野尚子が、2021年4月1日に逝去した。フィリピンのケースマネージメントをする唯一のソーシャルワーカーを失い、以降、JFCネットワークは1994年の設立以来最大の危機に直面した。そんな危機的状況の中、かつてソーシャルワーカーとして働いた経験のある人からマリガヤハウスを助けたいと申し出を受けた。そして、JFCネットワークは新体制でマリガヤハウスを維持していくことを決心し、16年間の河野尚子の功績をたたえ、遺志を引き継ぐために、「マリガヤ応援ファンド」を立ち上げることにし、2021年12月24日、マリガヤ応援ファンドを立ち上げた。ファンドはマリガヤハウスのスタッフの人件費、運営費、管理費、その他マリガヤハウスを維持していくための資金にあてられる。フィリピンで生まれ日本人の父親から遺棄された子どもたちが、自分の人生に自信を持って歩いて行ってほしい。私たちはそう願い、河野尚子の遺志を引き継いでマリガヤハウスの再建のために努めていく。

④ DNA鑑定企業との連携

父親に対する認知・養育費請求の前提として父子関係の証明が必要である。昨年度、DNA鑑定会社の協力を得て45件についてDNA鑑定の検体採取を実施した。45件のうち、JFCネットワークのケースは20件で、25件は鑑定会社から依頼を受けたケースである。

<DNA鑑定案件状況(45件)>

鑑定会社案件	数
JFCネットワーク	20
合計	45

<DNA鑑定種類(20件)>

種類	数
親子3人(4人)鑑定	14
異母きょうだい鑑定	2
父子鑑定	3
きょうだい鑑定	1
合計	20

<DNA採取場所>

採取場所	子	母	父(側)
MH	11	9	1
COW	8	3	0
その他	1	1	0
日本	0	1	18
合計	20	14	19

<DNA 鑑定実施裁判所 (20 件) >

裁判所 裁判外 不明	20	青森家庭裁判所(2)、札幌家庭裁判所(1)、福島家庭裁判所 (1) 、甲府家庭裁判所 (1)、静岡家庭裁判所(1)、静岡家庭裁判所沼津支部(1)、東京家庭裁判所(3)、東京家庭裁判所立川支部(1)、千葉家庭裁判所市川出張所(1)、姫路家庭裁判所(1)、神戸家庭裁判所 (1) 、大阪家庭裁判所堺支部(1)、名古屋家庭裁判所(1)、岡山家庭裁判所 (1) 、広島家庭裁判所(1)、福岡家庭裁判所(2)
------------------	----	---

⑤ケースの打切・解決の処理

弁護士および事務局が、個々のケースの法的問題、打ち切りや解決ケースの決定などについて話し合った (3 月、6 月、9 月、12 月) 。

(2) 生活教育支援事業

①JFC 母子向けプログラム

母子家庭の多い JFC 母子の家庭では毎日の生活に追われ、子どもたちとレジャーを楽しんだりする機会が少ない。そうした機会に恵まれない子どもたちとその母親に対し、レジャーやフォーラムを企画し、楽しく過ごすことを目的としたプログラムである。

a. いちご狩り

日時：4 月 27 日 (日)

場所：神奈川県津久井浜農園。

参加者：JFC 母子、ボランティア、支援者など 64 名参加。

b. クリスマス会

日時：12 月 1 日 (日)

場所：こども教育宝仙大学

参加者：JFC 母子、会員、サポーター、ボランティア、インターン、協力弁護士、その他関係者 100 人以上が集まった。



②子どもサポートプログラム

a. 父子面会交流サポート

ここ数年、日本人の父親に生まれてから一度も会ったことがない、あるいは幼い時に生き別れになった JFC ユースたちから「お父さんに会いたい」という相談が増えてきている。

JFC ネットワークは、自分の父親を知ることは子どもたちがこの世に生まれてきた理由を知るため、ルーツを知るため、そして自分自身に自信を持ち、自尊心を養い、自分の足で歩くために必要な人生のステップだと考え、ボランティアの協力を得、JFC たちの父親再会支援を必要に応じて行っている。

◆父子面会実現ケース (6 件)

	ケース受理	合意態様	手段	概要
1	マリガヤハウス	認知調停の話合いの際に任意で	オンライン	JFC14 歳 (女)。父は抗がん剤治療中で長く生きられないかもしれないが、18 歳に成人するまで頑張りたいとのこと。LINE でつなげる。

2	マリガヤハウス	話し合いで	オンライン	JFC19歳(女)。生まれてから一度も会ったことがない父とオンラインで対面。JFCは来日予定なので来日したら会ってくれると約束。
3	RGS-COW	話し合いで	対面	JFC18歳と21歳の姉と弟。母子が観光で来日することとなり、JFCたちが父に会いたいとのことで面会が実現。
4	マリガヤハウス	調停時	対面	JFC22歳(男)。裁判所が申立本人の出席がないと審判を出せないとのことでJFCが来日し調停に出席。審判成立後に生まれて初めて父と対面。
5	RGS-COW	話し合いで	対面	JFC19歳(女)。JFCが来日。父に会って欲しい旨の相談をしたところ、父が娘に会いに行ってくれた。
6	マリガヤハウス	話し合いで	対面	JFC19歳(女)。上記マリガヤハウス②と同じケース。JFCが来日。初めての対面面会が実現。

③他団体の支援システム利用

a. KAPATIRAN 奨学金*申請サポート (5名)

大学生4名、高校生1名が奨学金受給を受けた。

期間：2025年4月1日～2026年3月末

月額(高校生) 10,000円

月額(大学生) 20,000円

※KAPATIRAN 奨学金は、海外にルーツを持つ高校生・大学生が家庭事情や経済的事情により進学や就学に支障を来すことなく自らの適性などにあった進路を自由に選択し意欲的に学業に専念できるよう精神的、経済的に支援しているためのものです。(KAPATIRAN ウェブサイトより抜粋)



b. 一般社団法人 Colabo 食糧支援/衣料支援 (5件<9人>)

<食料支援>

生活が困窮している5ケース(JFC単身世帯1、ルームシェアJFC2人、JFC4人家族1、JFC母子家庭1)に一般社団法人 Colabo の食糧・衣料支援を利用し支援を依頼した。

※Colabo では、中高生世代の10代女性を支える活動をしています。相談、食事提供、シェルターでの宿泊支援、シェアハウスの運営、10代の女性たちによる活動、講演・啓発活動などを行っています。(Colabo ウェブサイトより抜粋)



④生活自立支援プロジェクト

フィリピン在住の成人JFCの多くは日本国籍取得後、あるいは日本人の父から認知後、日本への移住を希望する。しかし、その移住過程において、JFCたちを日本に送り出すエージェントや個人に騙されるなど人身取引と思われるケースがある。JFCたちが搾取的な移住をせず日本で安全に就労し自立した生活を送ることができるようにすることを目的としたプロジェクトである。

【日本へ移住するJFCのカテゴリー (6種)】

1	日本国籍を取得した JFC(成人)が単身で移住
2	日本国籍を有する JFC (原則として未成年) が母と移住
3	日本人父から認知された JFC が成人後移住 (日本国籍取得を希望する場合は帰化)
4	日本国籍を喪失したフィリピンで出生した日本人の婚内子 (未成年) が単身で移住 (日本国籍再取得)
5	日本国籍を喪失したフィリピンで出生した日本人の婚内子 (未成年) が母と移住 (日本国籍再取得)
6	日本国籍を喪失したフィリピンで出生した日本人の婚内子 (成人) が単身で移住 (日本国籍取得を希望する場合は帰化)

<抱えている課題>

上記のカテゴリーのうち、日本国籍者である 1 及び 2 の JFC 以外は、査証が必要である。このような場合、本来、日本にいる JFC の家族や親族が日本の入国管理局で「在留資格認定証明書」の交付申請し、JFC 本人が同証明書の交付を受けた上で在比日本大使館・領事館で査証申請をすることが望ましい。しかし、同申請には日本に在住する親族が申請人となる必要があるところ、ほとんどの JFC は日本に「在留資格認定証明書」の交付申請をしてくれるような家族や親族はないため同申請を行うことができず、来日を希望する場合、同証明書なしに直接在外公館で査証申請を行うしかない。そのため、従来は短期滞在で来日をし、来日後に「日本人の配偶者等」の在留資格への変更申請をしている。しかし、そのためには短期滞在の間の滞在費や生活費の工面、変更申請許可後の就労先の確保などが必要となり、彼・彼女たちは日本人の子にもかかわらず、来日はとてもハードルが高かった。そこで、2023 年から「日本人の配偶者等」の査証 (JFC 査証) 申請を試みているが、査証申請が許可となった件数は少なく、JFC の来日が非常に困難となっている状況である。

なお、カテゴリー 4 は成人年齢引き下げに伴い、ほとんどなくなっている。

【JFC 査証申請状況 (18 件) (2008 年～2021 年)】※すべて査証発給許可

申請件数	申請査証	発給査証			目的	
		短期 90 日	短期 90 日	日配/定住 1 年	再取得	定住
18 (母子 3)	18	13	5	16	2	

【査証申請状況 (2022 年～2025 年)】

【2022 年(4 件)】

申請件数	JFC 申請査証	発給査証			目的	
	短期 90 日	不許可	短期 90 日	日配/定住 1 年	再取得	定住
4(母子 3)	4	4	0	0	4	0

【2023 年(7 件)】

形態	申請件数	発給査証				目的	
		不許可	短期 90 日	日配 1 年	日配 3 年	再取得	定住
COE	1			1		1	
JFC 査証	6	1	0	0	5	4	2

【2024年(5件)】

形態	申請件数	発給査証		
		不許可	再取得	定住
JFC 査証	5(うち母子2件)	5	4	1

【2025年(9件)】

形態	申請件数	発給査証				目的	
		不許可	短期90日	日配1年	審査中	再取得	定住
COE	6	1		3	2	1	5
JFC 査証	2	2					2
短期滞在	1				1	1	

a. 日本へ移住予定のJFC向け日本語レッスン

【目的】 このレッスンは日本に移住を予定をしているJFCやその保護者を対象に、来日時、日本語でのコミュニケーションを少しでもできるよう日本語検定5級レベルを目指している。

- ・毎週日曜、14時～16時10分(40分×3セット)
- ・講師：インターン生
- ・生徒：未成年JFC1名、未成年JFC姉(フィリピン国籍)1名、保護者1名、成人JFC2名



b. JFCワークショップの開催(2回)

【目的】 このワークショップの目的は、日本へ移住したJFCたちのコミュニティ作り及びエンパワーメントである。一昨年、日本在住のJFCユースを対象にインタビューをし、「JFCの就労・生活・幸福度調査」を実施したところ、JFCたちの幸福度は、①日本語の能力、②相談や助け合いができるコミュニティの存在、に大きく左右されることが分かった。

(調査報告書：<https://www.jfcnet.org/news/report/3528/>) そのため、JFCネットワークでは、①のために、来日予定のJFCたちを対象に日本語検定5級レベルを目指すオンライン日本語レッスンを毎週日曜日に開始し、②のために、JFCユースが中心となり、JFCユースグループを立ち上げ、定期的なワークショップを開催し、日本で孤立しがちなJFCたちの交流を深め、互いを知ると同時に、日本で生きていくための知恵と力をつけてもらいたい、と考えている。第1回目のワークショップの際に参加したJFCだけでなく、参加できなかったJFCたちにアンケートを取ったところ、実施して欲しいワークショップで一番多かったのが、「日本に長く暮らすJFCの経験談」だった。



第1回目：2025年5月18日(日) 13:00~17:00

- ・参加者；JFCユース10名
- ・内容：武内剛監督作品「パドレプロジェクト 父の影を追って」の鑑賞。ワークショップ

第2回目：2025年10月12日(日) 10:00~16:00

- ・参加者：JFC会場参加10名、オンライン参加15名、計25名
- ・内容：日本へ移住したJFC3名のスピーチ、ワークショップ

c. JFC 勉強会の開催(2回)

【目的】この勉強会の目的は、日本国籍のあるJFCたちが一人の有権者として、選挙の際に1票を投じるために、日本の政治体制を理解してもらうこと、そして、フィリピンで生まれ育ち、日本に移住をして生活をしている日本語ネイティブでないJFCたちのために、タガログ語、英語、日本語で資料と動画を作り、日本の政治システムや政治体制についての理解を深めてもらうことにある。JFCの中には、日本国籍を持つ人も持たない人もいる。日本国籍を持たないJFCたちは投票権がない。しかし、日本国籍を持つJFCたちは、それを持たないJFCたちの声を代わりに日本の国に届けることができる。

【対象者】日本に暮らす日本語で講義を理解できるJFC



第1回目：

- ・日時：2025年8月22日(水) 10時半~14時半
- ・講師：弁護士・西田美樹先生
- ・内容：日本の政治体制と国政選挙



第2回目：

- ・日時：2025年11月12日(水) 10時半~14時半
- ・講師：弁護士・西田美樹先生
- ・内容：憲法と人権

(3) 普及・啓発事業

① ニュースレター「MALIGAYA」の発行

2025年度は以下の通り年3回発送した。

- ・2025年4月「MALIGAYA 119号」
- ・2025年8月「MALIGAYA 120号」
- ・2025年12月「MALIGAYA 121号」



② イベント・勉強会などへの参加

- ・移住者と連帯するネットワーク全国フォーラムに参加

◆日時：2025年6月21日（土）－22日（日）

◆場所：ビエント高崎（群馬県高崎市）

・武蔵大学で開催中のSDGs17パートナーシップ・フェアに参加

◆日時：2024年11月26日

◆場所：武蔵大学



③ 講演・登壇

◆日時：2025年10月10日

◆第40回異文化コミュニケーション学会年次大会のプレコンファレンスイベントで講演

④ フィリピン・スタディツアー

◆事前説明会実施(3回)

・2025年5月25日(日)15時～16時:スタディツアー—説明会

・2025年6月13日(金)19時～20時:スタディツアー—説明会

・2025年6月14日(土)15時～16時:スタディツアー—説明会



●2025年度は以下の通りスタディツアーを開催した。

<スケジュール>

◆7月31日:マリガヤハウス訪問、オリエンテーション、JFC母子との交流。

◆8月1日:日本軍「慰安婦」の女性たちを支援するリラ・フィリピーナ訪問。ダバオへ移動。

◆8月2日:RGS-COW 訪問、オリエンテーション、武内剛監督作品『パドレ・プロジェクト』鑑賞後、ワークショップ、ホームステイ。

◆8月3日:ホームステイ先で過ごす。ショッピング。

◆8月4日:マニラへ移動。元マニラ新聞記者・酒井義彦氏を講師に招いて会食。「日系人の歴史」

◆8月5日:解散

●参加者20名（うち1名は大学生、8名はリピーター）

[旅行企画・実施]エアワールド株式会社

※株式会社オルタナティブツアーはエアワールド株式会社の代理店



⑤ 調査・研究活動・ロビーイング

a. 「参議院選挙にあたり排外主義の煽動に反対するNGO緊急共同声明 記者会見」を開催し、共同声明を公表

2025年6月9日、衆議院第二議員会館多目的会議室にて、8団体の呼びかけによる「参議院選挙にあたり排外主義の煽動に反対するNGO緊急共同声明 記者会見」を開催し、共同声明を公表した。賛同団体は265団体となり、JFCネットワークも賛同団体となった。

b. 省庁交渉への参加

2025年11月17日(月)、18日(火)、参議院議員会館で行われた移住連主催の省庁交渉に出席。JFCネットワークは「移住女性」の分野で参加。要請事項は以下の通り。

- 1) 国籍喪失した子の戸籍への記載(法務省)
 - 2) 戸籍上の外国国籍者の名前のアルファベット表記(法務省)
 - 3) 外国国籍配偶者による離婚届不受理申出の在外公館での受理(法務省)
 - 4) 日本人実子を扶養するための定住者告示定住とすること(法務省)
 - 5) 非結核証明書の提出の時期について(法務省)
- (※詳細は HP で閲覧可能。<https://www.jfcnet.org/about/movement/>)

(4) その他

① 理事会

2025 年度の理事会は 5 回、土曜日に対面と ZOOM を併用して開催した (2 月 27 日、3 月 8 日、5 月 31 日、8 月 30 日、11 月 22 日)。

② 通常総会

2025 年 3 月 15 日 (土)、通常総会を開催し以下のことが承認された。

- ・「2024 年度活動報告」「2024 年度決算報告」
- ・「2025 年度活動予定」「2025 年度予算」
- ・役員選任

③ インターンおよびボランティアの受け入れ

2025 度のインターンおよびボランティアの受け入れは以下の通りである。

<インターン>

- ◆ NPO 法人 ドットジェイピーから 4 名(2-3 月 2 名、8-9 月 2 名)を受け入れた。
- ◆ インターン・ボランティア求人サイト「アクティボ」から 1 名が継続、直接応募 2 名継続、大学を通じてのインターン 2 名を受け入れた。

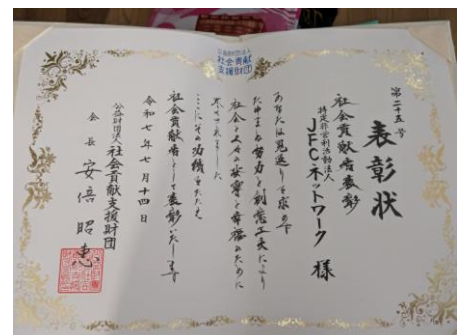
<ボランティア>

新規ケースインタビュー 1 名、翻訳：1 名、事務作業：1 名、ホームページ管理：1 名、ニュースレター発送：2 名

④ 第 63 回社会貢献者として表彰

公益財団法人・社会貢献支援財団から第 63 回社会貢献者としてご選考頂き、7 月 13 日・14 日と帝国ホテルでの式典に、理事長の鈴木雅子、副理事長の大森佐和、事務局長の伊藤里枝子で出席した。

「社会貢献者は、広く社会の各分野において、社会と人々の安寧と幸福のために尽くされ、顕著な功績挙げながら報われる機会の少なかった方々を対象として」いる。



(5) ファンドレイジング

◆実施したこと◆

① コアステークホルダーを増やす

- ・スタディツアー復活

- ・弁護士（行政書士）ネットワーク施策
- ・講師派遣

②新たなステークホルダー（支援者）確保のためのイベント参加や実施

- ・イベント企画
- ・新規ネットワーク参加・構築
- ・団体説明資料（次年度企画）

③SNSの活用

JFC ネットワークでは支援者拡大につなげるため SNS の活用を実施している。

< SNS のフォロワー数(2025 年 12 月 31 日現在) >

【2025 年度】

種類	2023 年	2024 年	2025 年
FACE BOOK	2,530	2,869 (+339)	2,953(+84)
インスタグラム	29	98 (+69)	150(+52)
X(ツイッター)	94	275 (+181)	279(+4)
NOTE	6	20 (+14)	22(+2)

【2025 年度のファンドレイジングの評価】

- 「新しい支援者を獲得する」
- 「団体の認知度を高める」
- 「理念の浸透を図る」
- 「感謝を伝える」
- 「新しい計画を伝える」

②データ管理

2013 年 9 月頃より実際に Salesforce を活用しての支援者情報の管理（データ管理）や普及啓発活動（イベント管理、NL 発送）において運用している。

③クレジット決済システムの活用（アナザレン株式会社）

海外からの寄附や会費に対応可能とする環境を整えるため海外のクレジットカードも決済可能で対応クレジットカード数が多いなどトータルに考えて、クレジット決済システムの変更を実施し、運用している。

④認定 NPO 法人に向けた取り組み

- ・2023 年度より特定非営利活動法人セイエンの「認定 NPO 法人振興会」の会員となり、認定 NPO 法人取得に向けた支援を受け、組織基盤体制を強化している。
- ・2023 年度より顧問税理士事務所による税務・会計支援を受けながら、認定 NPO 法人取得に向けた、より適正な NPO 法人会計となるよう整備を進めている。

2. フィリピン現地協力団体

2025 年 12 月末日現在、JFC ネットワークで扱う全ケースの約 70.88%は在比ケースであり、在比ケースのうち、約 71.90%はマリガヤハウスで受けた相談、約 23.94%はミンダナオ島ダバオにある RGS-COW(Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で受けた相談で、その他は別団体を通して受けた相談になる。マリガヤハウスおよび RGS-COW では直接に母子

からの相談を受け、母子への精神的・法律的なカウンセリングなども行う。

受理ケース（場所別）

	総受理	事務局	弁	計	割合(%)
J	588	90	40	130	29.12
P	1431	84	88	172	70.88
計	2019	174	128	302	100

在比受理ケース

MH	1003	71.90
COW	334	23.94
その他	58	4.16
合計	1395	100.00

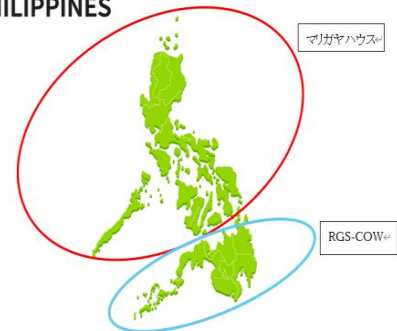
1) Maligaya House(マリガヤハウス)

◆フィリピン・メロマニラ・ケソン市に事務所を置く。ルソン島、ビサヤ諸島に暮らす JFC 母子からの相談を受け付けている。

◆全ての相談者へはメール、Facebook,または電話で対応し、Google form を作成し、相談者には質問票に記入してもらう。それにより、相談内容がケースカテゴリー別に分けられ優先順位を付けて対応が可能となった。

◆毎月実施されるオリエンテーション基本編では、マリガヤハウスの活動紹介、クライアントとマリガヤハウスの責任分担やクライアントの心がまえ、ケースのカテゴリーの説明、国籍法の説明、ケースの進め方などについての説明を行う。2 週間後のケース受理ミーティングまでに必要書類を準備してもらい、「ケース概要」を作成し、陳述書作成のために随時インタビューを行う。

フィリピン PHILIPPINES



<進行中ケース>

クライアントへの進捗の報告、過去の情報や現状についての聞き取り、法的書類取得のためのアシスト、書類の翻訳、日本にいる担当弁護士とクライアントとのオンライン会議の調整、さらに、婚姻の登録や認知、法改正後の国籍取得などに関する法的手続きのためのアシスト、査証申請や日本パスポート取得手続きの手伝いなどを行った。DNA 鑑定が必要なケースへの連絡と日程の調整、DNA サンプルの日本への郵送を行った。随時各クライアントへのカウンセリングも行っている。

2) RGS-COW (Religious of the Good Shepherd for Overseas)

◆ミンダナオ島ダバオ市に事務所を置く。ミンダナオ島に暮らす 2007 年より JFC 母子からの相談を受け付けている。

2024 年度はダバオの RGS-COW が JFC 支援を終了することになり、新規ケースの受理をせず、現在進行中のケースのみの対応を行った。しかし、12 月に実施された RGS-COW の会議でダバオの RGS-COW の JFC 支援の継続が決定し、2025 年 1 月より新規ケースの受付が始まった。

第3 東京事務所におけるJFCに対する法的・行政手続支援事業の概要

1 ケース対応の手続

ケース相談は基本的にマリガヤハウスおよび東京事務所で直接クライアントから相談を受け、ケースとして受理している。2007年度から、ダバオのNGO、RGS-COW (Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で相談を受け付けたケースを扱っている。

日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」の利用

まず、ケースを進めるにあたり、クライアントからの情報をもとに父親の所在や連絡方法を調査する。調査資料は基本的にはクライアントの申告した父の住所や電話番号、パスポート番号である。基本的には、クライアントの申告した父の住所地に事務所を置く弁護士にケース受任の依頼をする。

近年は、電話やオンラインによる調停が可能となっていることから、特に地方の父の住所地に事務所を置く弁護士がいない場合でも弁護士にケースを依頼することが容易になっている。

また、父親の所在が不明の場合には、クライアントからの情報を基に、推測される父の住所地に事務所を置く弁護士に依頼し、受任した弁護士が父親の電話番号から電話会社へ、もしくはパスポート番号から外務省へ本籍地または住所地の弁護士照会を行うなどして住所を特定した上、交渉や裁判手続を行う。

クライアントが経済的な理由から弁護士費用の支払いが困難な場合、在日ケースは法テラスを利用している。在日ケースでも在留資格を有しない場合、または在比ケースの場合でも、人道的見地から人権救済の必要性や緊急性が高いと認められる場合は「外国人に対する法律援助制度」を利用することができる。しかし、近年、審査が非常に厳しくなっており、昨年度は、成年・未成年の認知請求5件が援助申請不許可となった。

<日弁連委託援助申請不許可ケース概要（2023年～2025年）>

	JFC	ケースタイプ	父交流・支援	必要性	場所		
2023	1	17歳未成年	認知&養育費請求	無		静岡	不許可→不服申立→棄却
2024	1	5歳未成年	認知&養育費請求	無	任意認知不可	千葉	不許可→不服申立→棄却
2025	1	成人	認知請求	無		静岡	補足説明→棄却
	1	成人	認知請求	過去に送金有		東京	補足説明→不許可→不服申立→棄却
	1	成人	認知請求	無		山梨	不許可→不服申立→棄却
	1	未成年	認知請求	有		静岡	不許可
	1	成人	認知請求	無		東京	補足説明(2)→不許可→不服申立→棄却
	1	成人	認知請求	無		東京	不許可→不服申立→棄却
合計	8						

2 受理・処理の状況（表 1～4、図 1）

1) JFC ネットワークのこれまでの総受理件数は 1,969 件、うち昨年度受理件数は 55 件である（表 1）。また、過去に打ち切りや終了をしていたがケースの再開をしたケースが 50 件ある。その多くは、父母間の話合いで認知請求はせずに養育費をもらうことを合意していたが、子どもが成人間近または成人し、子ども自身の要望で認知請求をすることになったケースである。

在比ケースはマリガヤハウス設立前ではフィリピンの他の NGO からの紹介だったが、マリガヤハウス設立（1998 年 1 月 17 日）後は専ら同オフィスで受理したケースを扱っている。

2007 年からはダバオの RGS-COW からケースの依頼を受けている。2024 年度の RGS-COW の受理件数がゼロなのは、ダバオの RGS-COW が撤退することとなり、2024 年度は新規ケースを受けつけず既存のケースのみの対応となったからである。しかし、その後、ダバオの RGS-COW の活動継続が決定し、2025 年 1 月からは新規ケースの受付が開始した。

他方、在日ケースは 1996 年以降受理している。2007 年度から JC ケースをカウントしている（表 2）。JC ケースは、裁判などの法的な手続きがなくアドバイスのみの対応、メール相談の対応、子どものいないケース、弁護士などからの通訳・翻訳依頼、マリガヤハウスにおける書類や戸籍の取り寄せ依頼の対応などのケースである。

2) オンラインでの相談受付を可能とし、ルソン島およびビサヤ諸島に暮らす JFC 母子はマリガヤハウス、ミンダナオ島に暮らす JFC 母子はダバオの RGS-COW で相談を受け付け、フィリピン全土に暮らす JFC 母子からの相談を受けられるようになった。また、受付をしたほとんどのケースは弁護士に受任して頂くため弁護士受任ケースが増えている（表 3、図 1 参照）。

弁護士依頼ケースが増加している理由は、第一に、2006 年以降、在比ケースでも、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を

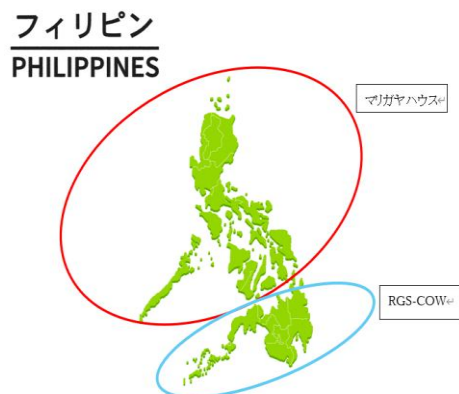
利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになってきていることにある。それまでは在比ケースの場合、事務局による交渉が難航した場合、本人が養育費や認知請求などの法的手段を取りたく

表 1 総受理件数

受理年	場所	総数	再開	打切	解決	弁護士
1993-2012	BS	51	1	40	11	1
96-97	NGO	7	1	7	1	0
96～22	TK	503	14	198	248	20
97～22	MH	945	24	633	268	38
2007-2022	COW	305	10	113	162	26
2023	TK	25		4	4	7
	MH	21		2	10	4
	COW	17			8	7
2024	TK	23		0	6	10
	MH	17		3		3
	COW	0		0		
2025	TK	23			1	3
	MH	20				5
	COW	12		1		4
合計		1969	50	1001	719	128

表 2 <JC ケース>

受理年	件数
2007-2019	210
2021	9
2022	6
2023	11
2024	15
2025	23
合計	274



ても弁護士を雇う経済的な余裕はないため泣き寝入りする他なかった。

第二の理由は、2009年1月1日に国籍法が施行され両親が非婚でも20歳までに日本人の父親から認知された子は20才までに（現在は18歳までに）日本国籍の取得が可能となったため、過去にすでに打ち切っていたが再び認知請求のために再開をするケースが増加したこと、また、これまでは認知を得るまでの支援だったものがその後の国籍取得までアシストをするようになったために1件あたりにかかる時間が長くなったことにある。

第三に、過去に認知請求をせずに養育費送金の合意を父母間でしていたケースのJFC自身が、父に対して認知請求を起こすケースが出てきていることである。

第四の理由としては、過去にケースは終了したが、認知をした父が死亡したため遺産相続のために再開するケースも出てきていることにある。

**表3 弁護士
受任中ケース**

	弁護士
2020	154
2021	150
2022	140
2023	159
2024	152
2025	128

3) 受理案件のうち一定の解決を得たケースの状況は表4の通りである。各項目ごとの分析は次項以下を参照。なお、表4は解決を得た人及び項目ごとにカウントしている。たとえば同一の母親の二人の子どもについてそれぞれ認知が得られたときは、受理件数は1件であるが解決件数は2件としている。また同一の子について認知と養育費支払の解決を得たときには2件としている。したがって、表1の解決件数と表4の解決人数とは一致しない。

表4 全体及び昨年度の主な解決の状況

(単位：人)

	婚姻の報告的届出	国籍取得	認知	養育費支払	在留特別許可	総数
総数	98	567	610	285	66	1,626
昨年度	0	17	32	17	0	66

4) 受理件数2,019件(復活ケース50件含む)のうち、昨年度までに打ち切りとなったのは1001件(昨年度は18件)である(表1参照)。打ち切りの理由は、表5の通りである。

また、最近の傾向としては、クライアント行方不明・連絡がとれないために打ち切ったケースが増加している(254件、25.37%、昨年度7件、38.89%)。

在比ケースの場合、特にクライアント側の経済的事情などによりケースの継続が困難な実情を伺わせる。特に2009年の国籍法改正後に多くのJFCをターゲットにした人身取引が問題化しており、日本で働けるという話で悪質なエージェントを通じて、当団体に告げることなく来日しているケースが増えているようだ。

表 5 ケース打切りの理由	合計	構成率(%)	全ケース	構成率(%)
家族一緒に暮らすこととなる/関係良好	0	0.00	17	1.70
送金が既にされている/直接送金始めた	0	0.00	20	2.00
父親の手がかりなし/情報不足/父偽造パスポート使用	1	5.56	58	5.79
父親行方不明	0	0.00	153	15.28
過去に金銭受理	0	0.00	3	0.30
要望(婚姻記載・出生記載・謄本取寄・認知)済	1	5.56	3	0.30
交渉困難/支払いの意思なし	0	0.00	98	9.79
クライアントの要望	0	0.00	95	9.49
両親(父子)同士で交渉	0	0.00	22	2.20
クライアントの話が不可解/信頼関係築けず	0	0.00	18	1.80
クライアント行方不明・連絡取れず	7	38.89	254	25.37
父に支払い能力無し	0	0.00	50	7.47
父は拘留中のため交渉不可能	0	0.00	2	0.20
他団体・個人・弁護士に依頼	2	11.11	26	2.60
法的にできること無(在特申請/国籍取得/その他)	2	11.11	26	2.60
必要性無(経済的に自立)	0	0.00	1	0.10
父親死亡・遺産相続/認知不可/年金無	0	0.00	41	4.10
母子強制退去	0	0.00	1	0.10
クライアント/JFC に意思/やる気なし	0	0.00	32	3.20
送金が途絶え、その後支払の意思・能力無	0	0.00	9	0.90
送金が途絶え、父が直接送金を始めた	0	0.00	2	0.20
送金が途絶え、その後父行方不明	0	0.00	4	0.40
送金が途絶え、Ct と連絡とれず	0	0.00	8	0.80
送金が途絶え、Ct と信頼関係喪失/継続意思無	0	0.00	3	0.30
送金中、Ct 他団体へ依頼希望	0	0.00	1	0.10
送金中、母子行方不明	0	0.00	2	0.20
家族に養育能力無	0	0.00	1	0.10
クライアントに金銭的余裕無・日弁連不許可	1	5.56	7	0.70
CT の夫の協力得られず(法テラス申請)	0	0.00	1	0.10
相手側にやる気なし(父親がクライアント)	0	0.00	1	0.10
裁判取下げ	1	5.56	8	0.80
裁判敗訴	0	0.00	2	0.20
父調停に不出頭(婚姻費用請求)	0	0.00	1	0.10
父在外のため裁判できず	0	0.00	4	0.40
鑑定結果父子関係(母子関係)無。	2	11.11	24	2.40
Ct(20才以上 JFC)が日弁連申請のために来日できず	0	0.00	1	0.10
JFC 死亡	0	0.00	1	0.10
労災不許可	1	5.56	1	0.10
合計	18	100.00	1,001	102.48

3 婚姻手続（表 6～10）

(1)総受理ケース（1,969 件）のうち、両親共に外国人家族の相談 3 件を抜いた 1,966 件のうち、受理時に両親の婚姻が少なくとも日比いずれかで成立しているケースは 568 件（28.85%）である。しかし、このうち重婚であったケースが 80 件（14.08%）あり、さらにクライアントとの婚姻が後婚であるために無効（フィリピン家族法 35 条 4 項）であるケースは 42 件である（表 6 受理時に婚姻が成立していたケースの 7.39%、重婚ケースの 52.50%に上っている）。

また、昨年度は日本国籍の妻（JFC）が重婚のケースがあった。日本国籍の JFC 女性とフィリピンで婚姻したフィリピン国籍の夫から相談を受けたところ、日本国籍 JFC 妻には日本で暮らし、日本でその後他の日本国籍の男性と婚姻していることが分かり重婚が判明した。今後、両国に暮らす成人年齢に達している JFC に対してフィリピンで成立した婚姻の届出の必要性を周知させていく必要がある。（表 8）

表 6 受理時点での両親の婚姻の成否

種類	総受理ケース	婚姻成立		非婚	外国人家族
		有効	無効		
数	1,969	526	42	1,398	3
構成率 (%)	100%	26.71	2.13	71.00	
数	1,969	560		1,398	
構成率 (%)	100%	28.44		71.00	

※子ども無ケース 2 件含む

表 7 重婚(夫)ケース

	対総婚姻数	重婚の
	数	構成率 (%)
前婚 (有効)	38	6.69
後婚 (無効)	42	7.39
合計	80	14.08

表 8 重婚(妻)ケース

	対総婚姻数	重婚の
	数	構成率 (%)
前婚(有効)	1	0.18
後婚(無効)	0	0.00
合計	1	0.18

(2) フィリピンで有効に成立した婚姻は日本法上も有効であるが、日本の本籍地の市町村役場若しくは在比日本大使館に届出（報告的届出）をしないと戸籍に記載されない。

JFC ネットワークが受理した時点で婚姻が成立していたケース（568 件）から、重婚の後婚であるために婚姻が無効であるケース（42 件）を除いた、有効に成立した婚姻 526 件のうち、フィリピンで成立したケースは 459 件（87.26%）である。

しかし、そのうち 146 件は報告的届出がなされておらず、日本人夫の戸籍に記載されていなかった（フィリピンにおいて有効に成立した婚姻の 31.81%）（表 9、図 2）。

つまり、フィリピンで婚姻が成立したケースの約 3 割は日本への報告的届出がされてないことになる。フィリピンで成立した婚姻の日本への報告的届出義務者は日本人夫であるが、フィリピンで婚姻が成立後速やかに在比日本大使館にフィリピン人妻からの届出でも可能とするシステムと周知が必要である。

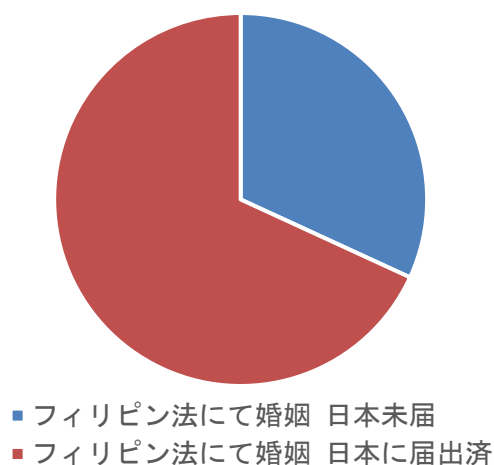
受理後に JFC ネットワークで報告的届出を行ったケースは 98 件（未届ケース 146 件の 67.12%）ある。そのうち婚姻後 1 年以内の報告的届出は 1 件であり、婚姻成立後 5 年以上経過

したケースが72件と過半数を占めている（表9）。

表9 有効な婚姻成立ケースの内訳（526件）

種類	婚姻成立（有効）	フィリピン法にて婚姻			日本にて婚姻		不明
		日本未届	日本に届出済		婚姻中	離婚	
			婚姻中	離婚/婚姻無効(死)			
数	526	146	176	137	38	23	6
構成率(%)	100.00%	27.76	33.46	26.05	7.22	4.37	1.14
数	526	146	313		61		
構成率(%)		31.81	68.19				
数	526	146	313				
構成率(%)	100.00%	27.76	59.51		11.60		1.14
数	526	459			61	6	
構成率(%)	100.00%	87.26			11.60		1.14
数		146	176	137			
構成率(%)		31.81	38.34	29.85			

図2 フィリピン法で成立した婚姻の日本への届出状況



※うち、重婚の前婚で有効だったため報告的届出をしたケースは20件。

(3)(2)で見たように、フィリピンで婚姻したケースのうち日本に報告的届出がなされずに長期間放置され、夫の戸籍に記載されないケースが非常に多い。その原因として、報告的届出の必要性和その手続が日本人夫・フィリピン人妻の双方に周知されていないことが考えられる。東京事務所及びマリガヤハウスのクライアントに対する聴き取りでも、報告的届出についてほとんどのフィリピン人妻は知識を有していなかった。

前述の通り、報告的届出がなされないと日本人夫の戸籍には婚姻が記載されない。このために、時間の経過とともに夫の妻に対する意識が希薄になってしまったり、重婚という事態が生じたり

表10 比国方式の婚姻成立後、日本への届出までの経過

経過した期間	件数
1年未満	1
1年以上2年未満	5
2年以上3年未満	6
3年以上4年未満	8
4年以上5年未満	5
5年以上10年未満	26
10年以上20年未満	41
20年以上30年未満	4
30年以上40年未満	1
不明	1
合計	98

することになる。またフィリピンの婚姻証明書に記載された日本人夫の本籍地は多くの場合不正確であり、日本での住所地から探知していくことになるが、時間が経過するほど転居・転勤によって夫の所在を探知することが困難になる。JFC ネットワークで受理した時点で報告的届出が行われていなかった 146 件のうち報告的届出ができたケースが 98 件(67.12%)に留まっているのも、時間の経過によって夫の所在が不明となり、本籍地を探知することが不可能となったためである。そして、このような状態が JFC の国籍喪失など法的保護の欠如の一要因ともなっている。

問題の解決には、フィリピン本国政府及び在比日本大使館による婚姻前の男女への周知・啓発活動が必要である。

(4) フィリピンでは離婚制度がないために、日本人と婚姻したフィリピン人女性が日本人夫と日本法で離婚した場合、その日本で成立した離婚の承認手続きがフィリピンの裁判所で必要になる。フィリピン家族法によると、外国人配偶者の国の法律により離婚する場合、外国人配偶者によって離婚を申し立てられ、裁判によって離婚が成立しなければ、フィリピン本国で離婚は承認されないとされている。実際、日本で協議離婚したケースでは、フィリピンの裁判所において離婚の承認が得られないという事態が起きていた。

ただ、この点については、2018 年 11 月 12 開催の日弁連主催『日比家族法の最新動向を語る』というシンポジウムの中で、2018 年 6 月 25 日最高裁判決 (Lobrigo 判事) により日本で成立した協議離婚についてもフィリピンの裁判所において離婚を承認し得ることが確認された。

しかし、離婚を承認する手続きには弁護士に依頼する必要があると、40 万—100 万円の費用がかかっており、日本人男性と離婚をしたフィリピン人の女性たちの大きな負担となっている。

さらに、ケース受理後に日本人の父親の戸籍謄本を取り寄せて初めてフィリピン人母が離婚をされていた事実を知るケースも多い。フィリピンで有効に成立した婚姻 (568 件) のうち、有効な婚姻 (526 件) で日本に届けられていた婚姻は 313 件、日本で成立した婚姻は 61 件 (合計 374 件) であり、うち、離婚が成立していた件は 160 件 (日本法で離婚可能な婚姻ケースの 42.78%) であり、そのうちフィリピン人妻が知らないうちに離婚されていたケースは 41 件である (全離婚ケースの 26.80%)。約 4 組に 1 組のケースはフィリピン人妻が知らないうちに日本人夫により勝手に離婚されていることになる。(表 11)

また、フィリピン妻が知らずに離婚した 41 件のケースのうち妻がフィリピン在住のケースは 35 件 (85.36%) であり、日本在住のケースは 6 件 (14.63%) であった。妻がフィリピンに在住しているケースの方が勝手に離婚されるケースが圧倒的に多いことが分かる。

表 11 離婚ケース状況

離婚成立件数 153 件		
フィリピン人妻知らずに離婚		離婚同意
日本在住	比在住	
6	35	
14.63%	85.36	
41		112
26.80%		73.20%

4. 国籍取得（表 11～18）（図 3）

(1) 概要

①JFC ネットワークにて受理後に JFC が日本国籍を取得したのは 567 人(497 件)である。そのうち婚内子でフィリピンにて出生後 3 ヶ月以内に出生の届出を行い、日本国籍を留保できたのは 7 人(在比ケース)、準正による国籍取得は 50 人(在比・在日ケースともあり)、胎児認知は 11 人(在比・在日ケースともあり)、国籍再取得は 62 人(在日ケース)、1984 年改正前国籍法の適用による国籍取得は 13 人(在比ケース)、出生の届出により日本国籍を取得したケースが 4 人(在比・在日ケース)、2008 年 6 月 4 日の最高裁判決に伴う出生後認知による国籍取得が 419 人である。

2025 年度は 17 人が国籍取得をした。内訳は、準正による国籍取得が 2 件、生後認知による日本国籍取得が 15 件だった。（表 11）

表 11 国籍取得ケース概要

(単位:人)

	国籍留保	準正	認知				国籍再取得		国籍法改正前	出生届出	総数
			胎児認知			生後認知	胎児認知 国籍喪失	婚内子 国籍喪失			
			届出	留保	裁判						
全体	7	50	1	3	7	565	4	58	13	3	567
昨年度	0	2	0	0	0	15	0	0	0	0	17

昨年度、国籍取得をしたケース概要は表 12 及び表 13 の通りである。日本国籍を取得する場所はフィリピンが全体の 68.96%を占めている。日本国籍を取得する年齢層は全体の約 6 割は 16-19 歳を占める。

なお、2022 年 4 月 1 日、成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 59 号）が施行され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられた。

これに伴い、国籍法も一部改正され、認知された子が届出により国籍を取得することができる年齢及び国籍を喪失した子が再取得することができる年齢が 20 歳未満から 18 歳未満（国籍法 3 条 1 項）に引き下げられた(国籍法 3 条 1 項、同 17 条 1 項)。また、複数国籍者の国籍選択も原則として「22 歳に達するまで」から「20 歳に達するまで」に引き下げられた(国籍法 14 条 1 項)。

成人年齢引き下げまでに、JFC ネットワークが支援して国籍取得をしたケースの取得時の年齢が 18 歳以上 20 歳未満なのは全体の 29.70%を占めていた。

表 11 国籍取得（取得場所別）

JFC 国籍取得地	1993-2025		2025 年度	
	人数	構成率	人数	構成率
日本	176	31.04%	5	29.41%
フィリピン	391	68.96%	12	70.58%
合計	567	100%	17	100%

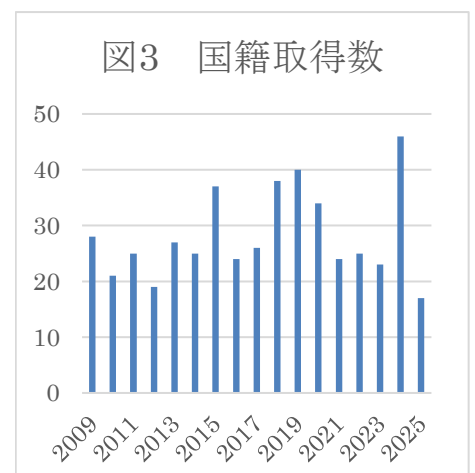


表 12 国籍取得（年齢別）

1993—2025 (567 人)								
年齢	0-5	6-10	11-15	16	17	18	19	20 歳以上
人数	70	107	119	42	64	37	114	14
%	12.34	18.87	20.98	7.41	11.29	6.53	20.10	2.47
2025 年度(17 人)								
年齢	0-5	6-10	11-15	16	17			
人数	0	7	4	1	5			
%	0	41.18	23.53	5.88	29.41			

(2) 認知による国籍取得(国籍法 3 条)

2008 年 12 月 12 日に国籍法が改正され（施行は 2009 年 1 月 1 日）、外国人母と日本人父の両親が婚姻をしてなくても、日本人父から認知を受けているケースは居住地を問わず、日本国籍の取得が可能となった。

2025 年度も引き続き認知の成立したケースごとに随時国籍取得を行った。

◆在フィリピン日本大使館における国籍取得届に生じている問題◆

①過剰に必要書類を求められる問題

・母がフィリピンで懐胎した場合、フィリピンの入国管理局で取得した父母の出入国記録が求められる。しかし、父がフィリピンの入国管理局でその書類を取得することは現実的に困難なため、「フィリピンの入国管理局が発行した父の渡航記録を提出できない理由書」を添付すれば受理されるはずだが、受理されないケースがある。

②日本語の読み書きができないことで生じる問題

・届出書類が日本語のため、間違いを指摘されても、その場で判断ができない。「国籍取得届」の届出書を添付し、国籍取得届に必要な書類を揃えて大使館／領事館へ提出する。その後、「国籍取得証明書」が法務省から発行され大使館／領事館に届くと、本人の所へ連絡がある。その後、「戸籍編成届」を持参して戸籍の編製の手続きを行う。ところが、「国籍取得届」も「戸籍編成届」も日本語で書くため（JFC ネットワークのスタッフが記入）、届出の当日、間違いを指摘されても本人たちが対処できない。

③「国籍取得証明書」を本人に渡してもらえない問題

・国籍取得届後、在比日本大使館から「国籍取得証明書」が発行された旨の連絡があり、大使館に出向くと、「国籍取得証明書」の原本が本人に渡される。その情報をもとに「戸籍編成届」を提出するが、「国籍取得証明書」の原本が渡されないケースが 1 件あった。

④大使館／領事館から要求される翻訳の基準が他（市町村役場、法務局、裁判所）と異なる問題

・昨年頃から、マニラの日本大使館における「国籍取得届」はアルファベット表記は許可されず、すべてカタカナにするよう求められるようになった。例えば、ミドルネームは L.M.A.などの省略

表 13 国籍取得数

	人数
1994-2007	53
2008	35
2009	28
2010	21
2011	25
2012	19
2013	27
2014	25
2015	37
2016	24
2017	26
2018	38
2019	40
2020	34
2021	24
2022	25
2023	23
2024	46
2025	17
合計	567

が多いが、すべて、「エル」「エム」「エー」と表記することを指示される。それにより、日本語での本人の名前が特定しづらくなる。例えば、「Maria L. Gonzales」の場合、これまでは、「マリア・L・ゴンザレス」と表記していたが、

求められる表記：マリア・エル・ゴンザレス

正：マリア・ロシニャダ・ゴンザレス

つまり、省略のLの正式名はロシニャダであっても、「エル」と書くことを求められるため、書類上（戸籍上）「エル」さんだと誤解されかねない。

【参考資料】

1. フィリピン国内の大使館・領事館における国籍法3条による届出件数推移（2008～2024年）

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
在フィリピン大	139	172	172	113	104	75	98	68	54	76	79	44	77	102	103	67
在セブ総					3	5	13	11	10	15	14	13	22	17	9	10
在ダバオ総					10	16	14	21	29	38	29	21	38	31	36	36

(件)

2. 令和6年度（2024年度）在外公館別、国籍取得届出件数

順位	公館名	件数
1	在フィリピン日本国大使館	67
2	在ダバオ日本国総領事館	36
3	在タイ日本国大使館	27
4	在セブ日本国総領事館	10
5	在ホーチミン日本国総領事館	7
6	在ベトナム日本国大使館	6
7	在カンボジア日本国大使館	5
8	在インドネシア日本国大使館	4
9	在ブリスベン日本国総領事館	3
10	在広州日本国総領事館	2
10	在上海日本国総領事館	2
10	在サンパウロ日本国総領事館	2
10	在メキシコ日本国大使館	2
10	在レオン日本国大使館	2
10	在ストラズブル日本国総領事館	2
16	在ベンガルール日本国総領事館	1
16	在デンパサール日本国総領事館	1
16	在チェンマイ日本国総領事館	1
16	在中華人民共和国日本国大使館	1
16	在瀋陽日本国総領事館	1
16	在大連領事事務所	1
16	在香港日本国総領事館	1
16	在ネパール日本国大使館	1
16	在マレーシア日本国大使館	1
16	在シドニー日本国総領事館	1
16	在ニュージーランド日本国大使館	1
16	在ニューヨーク日本国総領事館	1
16	在ホルルル日本国総領事館	1
16	在ロサンゼルス日本国総領事館	1
16	在トロント日本国総領事館	1
16	在アルゼンチン日本国大使館	1
16	在エクアドル日本国大使館	1
16	在コロンビア日本国大使館	1
16	在バグアイ日本国大使館	1
16	在ポルトアレグレ領事事務所	1
16	在エディンバラ日本国総領事館	1
16	在オランダ日本国大使館	1
16	在ギリシャ日本国大使館	1
16	在スウェーデン日本国大使館	1
16	在チェコ日本国大使館	1
16	在デンマーク日本国大使館	1
16	在フランス日本国大使館	1
16	在マルセイユ日本国総領事館	1
16	在ケニア日本国大使館	1

(3)準正による国籍取得（2008年改正前国籍法3条1項）

(7) 婚外子は父親から認知され、かつ両親が婚姻することにより、準正が成立する（民法 789 条）。2008年改正前の国籍法3条1項によれば、未成年の準正子は届出によって日本国籍を取得することができる（国籍法3条）。

(i) JFC ネットワークにてケース受理した時点で準正が成立していた（すなわち日本国籍取得の要件を備えていた）JFC は 71 人あった(表 15)。このうち、すでに日本国籍を取得していた JFC は 30 人あった。

他方、準正が成立していながら日本国籍を有していなかった 41 人の JFC のうち、受理後に日本国籍を取得できたのはわずか 16 人であった。

(ウ) 受理後に準正が成立したケースは 50 人あり、うち 25 人は国籍取得を行った。

表 15 受理時に準正が成立していたケースの国籍取得状況（単位：人）

	総数	国籍有	国籍無
JFCの数	71	30	41
構成率	100%	42.25%	57.74%

表 16 受理時に準正が成立していたケースの両親の婚姻状況（単位：人）

	婚姻中		離婚	
	国籍有	国籍無	国籍有	国籍無
JFCの数	18	25	12	16
構成率	25.35%	35.21%	16.90%	22.53%
数	43		28	
構成率	60.56%		39.43%	
総数	71			
	100%			

(エ) 上記の通り、JFC ネットワークで受理した時点で準正が成立しているにも関わらず日本国籍が取得できていなかった JFC が 41 人もおり、受理後も 25 人が国籍取得できないでいる。これらはいずれも在比ケースである。

在比ケースにおいて準正による日本国籍取得件数が少数に留まっている背景には、経済的な理由など個別事情だけでなく、以下のような制度的な問題点もある。

現在、国籍取得届出の手続を扱う地方法務局は、両親が婚姻中の場合には、民法 818 条 3 項の親権共同行使の規定を根拠に、親権者である両親が共同して国籍取得届出の手続を行うことを要求しており、外国における国籍取得届出手続の窓口である在外日本大使館も同様の見解に立っている。しかしながらほとんどのケースでは、両親の婚姻は継続していても父親は日本に在住し、音信不通であるか母子への協力を拒否し、あるいは経済的困難によって母子への協力ができない状態にある。このような父親に対し、フィリピンの日本大使館での国籍取得手続のための協力を得ることは事実上不可能である。

また、フィリピンには離婚制度がないため、両親が離婚しているケース 28 件 (39.43%) (表 16) は全て日本での離婚届提出によるものであり（そのうち夫が無断で離婚届を提出したケースは 4 件）、その際、親権者もいずれかに指定されている。ところ

が、親子間の法律関係はフィリピン法となるところ（法の適用に関する通則法 32 条）、離婚における親権者指定という制度がフィリピン法上存在しないため、両親が離婚しているにも関わらず親権は依然として両親が共同行使しなければならない、という状態になっている。

この状態で父の協力を得ることが困難であることは前述の通りだが、他方で、これを解消し母親の単独親権とするためには裁判所の許可を得る必要があるが、手続の複雑さに加えて時間と費用の壁が在比の母の単独親権の取得を困難にさせている（ちなみに在日ケースでは、家庭裁判所で親権者指定の決定を得ることによりフィリピン法上も単独親権であることが認められるので、母親のみによる JFC の国籍取得の手続が可能になる）。

このように、準正による国籍取得の要件を備えているにも関わらず、「親権の共同行使」の壁に阻まれて日本国籍取得の途を実質的に封じられているという事態が見られる。

特に、2008 年の国籍法改正により日本人父の認知があればフィリピン人母だけで JFC の国籍取得届ができるようになったことと対比すると、準正が成立している方が国籍取得が困難になっているという矛盾が生じている。

抜本的な解決のためには、法務省及び法務局・大使館が「親権の共同行使」に拘泥せず、事案に応じて柔軟に対応することが必要である。

(4) 国籍再取得

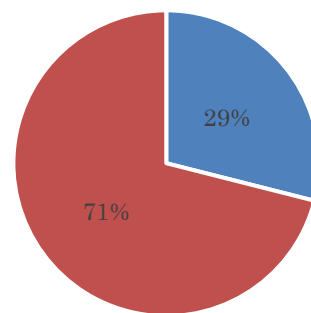
(7) 外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する（国籍法12条、戸籍法104条）。

(1) 受理ケース中、婚内子は556人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は418人（73.85%）だった。フィリピンで出生した婚内子（418人）のうち、国籍を留保していた子どもは119人（28.47%）であり、299人（71.53%）は国籍を喪失していた（表17、図4）。国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍(再)取得できたケースは58人（19.40%）に過ぎない。

表17 婚内子と国籍留保・国籍喪失ケース

婚内子(566人)			比で出生した婚内子(418人)	
日本で出生	比で出生	不明	国籍有り	国籍なし
144人	418人	3	119人	299人
25.44%	73.85%	0.53%	28.47%	71.53%

図4 国籍喪失状況



このように極めて多数の国籍喪失ケースが発生しているのは、日本人父・フィリピン人母ともに国籍喪失制度（国籍法12条）の知識を有せず、フィリピンで出生後直ちに日本大使館に出生届をすることの重要性を認識していないからであろう。殊に国籍喪失制度は一般にはなじみのない特殊な制度である（ちなみに日本で出生したJFCは婚内・婚外を問わず、また出生後何年経った後でも大使館に出生を届け出ればフィリピン国籍を取得できる）から、日本大使館による啓発活動が特に重要である。また根本的には、国籍喪失制度を改廃するか、国籍留保届出期間を大幅に延長する、期間経過後の国籍留保届出の受理を事情に応じ柔軟に対応する、などの対策が必要である。

(ウ) また、日本国籍を有しない婚内子は、日本人父の戸籍に記載されない。このことは認知された婚外子が（外国籍であっても）父の身分事項欄に記載されることと対比して不均衡であるのみならず、身分関係の公証という戸籍の機能を害するばかりか、相続発生の場合に相続人を覚知し得ずに紛争の火種を残すという現実的な問題も生じさせる。このような戸籍記載に関する問題を解消するためには、上述した国籍喪失制度やその運用の再検討、あるいは日本国民の婚内子は国籍の有無に拘わらず戸籍に記載するなど、戸籍制度側の改善措置が必要と思われる。

(エ) 国籍留保届を行わなかったために日本国籍を喪失した子どもは、日本に住所を有するときには、届出によって日本国籍を再取得することができる（国籍法17条1項）。国籍の再取得の手続を行った62件（表11）の約4割強は、国籍喪失したJFCが単身で来日し20歳の成人前直前の19歳で再取得をしたケースである（表18）。18歳で国籍再取得をしたケース4件を合わせると約5割強のケースが18-19歳で国籍の再取得をしたことになる。

2022年4月1日、成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。特に、旧法の適用期間である2024年3月31日以降にこの年齢層の再取得が不可能になったことを考えると、その影響は非常に大きい。

フィリピンに在住しているJFCにとって日本国籍の再取得は非常にハードルが高い。成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、国籍再取得は事実上困難になった。

一方、フィリピンに在住する母子が来日してJFCが国籍再取得をすることも同様に様々な困難が伴う。母子が短期滞在の在留資格で入国した後、在留資格を母は定住者、子は日本人の配偶者等に変更して日本に居住し、仕事を探して生活する。加えて、両親が引き続き婚姻中の場合のみならず、離婚していても子が戸籍に記載されておらず、通常離婚に伴う親権者指定もがされていないことから、子が15歳未満の場合には家庭裁判所において親権者指定の申立を行い、前述した単独親権を得て法務局に対して国籍再取得の手続を行う必要がある。この全ての過程に弁護士やJFCネットワークのスタッフが関与し、かつ国籍取得手続終了までに平均約1年を要している。

表 18 国籍再取得時の年齢

年齢	数	%
0-5	11	17.74
6-10	5	8.06
11-15	8	12.90
16-17	7	11.29
18	4	6.45
19	27	43.55
合計	62	100.00

5 認知（表 19、表 20、図 5）

(1) ケースを受理した JFC の総人数（受理件数 1,969 件よりも多い）のうち、婚内子である JFC（566 人）と婚外子で受理時にすでに認知を得ていた JFC（150 人）を除いた、およそ 1000 数人（約 6 割）の JFC が、ケース受理時に父親に対して認知を求めうる立場にあった。このうち、父親からの認知を得られた JFC はわずか 593 人である。

裁判手続きを経て認知を得たケース 444 人のうち 69 人は死後認知訴訟により、60 人は母が子の懐胎時に法律上の夫がいて任意の認知ができないため強制認知、10 人は公示送達^(注)により認知を得た。

(2) 昨年度に父親から認知を得たケースは 32 人である(表 19 参照)。内訳は以下の通りである。

- ①父が任意で認知 2 人
- ②裁判認知(調停) 17 人
- ③裁判認知(判決) 13 人

表 19 認知の成立状況

	任意		裁判認知				特記		報告的届出 (注)	種類	
	胎児	出生後	調停	調停任意	裁判	訴訟任意	強制	死後		準正子	婚外
2025年度	0	2	17	0	13	0	10	3	0	2	30
総数	8	134	214	18	230	1	57	69	3	51	559
2025年度			12	0	13	8					
総数			158	19	217	86					

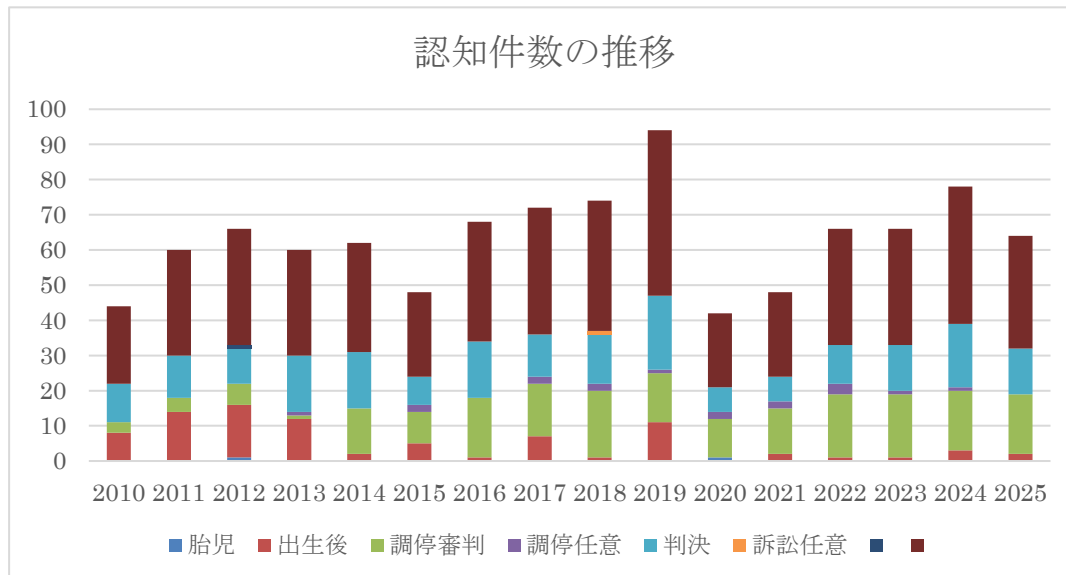
(注) 公示送達とは：相手方を知ることができない場合や、相手方の住所・居所がわからない人、相手方が海外に住んでいてその文書の交付の証明が取れないときなどに、法的に送達したものとする手続きのこと。

(注) 認知の報告的届出：認知主義をとっていた 1984 年のフィリピン家族法改正前にフィリピン法で認知された子は日本法でも有効のため、日本へ「認知の報告的届出」が可能。

表 20 認知件数の推移

	任意		裁判				報告的届出	合計
	胎児	出生後	調停審判	調停任意	判決	訴訟任意		
1998-2009	6	51	19	1	25	0	2	104
	0	8	3	0	11	0	0	22
2011	0	14	4	0	12	0	0	30
2012	1	15	6	0	10	0	1	33
2013	0	12	1	1	16	0	0	30
2014	0	2	13	0	16	0	0	31
2015	0	5	9	2	8	0	0	24
2016	0	1	17	0	16	0	0	34
2017	0	7	15	2	12	0	0	36
2018	0	1	19	2	14	1	0	37
2019	0	11	14	1	21	0	0	47
2020	1	0	11	2	7	0	0	21
2021	0	2	13	2	7	0	0	24
2022	0	1	18	3	11	0	0	33
2023	0	1	18	1	13	0	0	33
2024	0	3	17	1	18	0	0	39
2025	0	2	17	0	13	0	0	32
合計	8	136	214	18	230	1	3	610

図 5 認知件数の推移（2010年—2025年）



6 養育費請求 (表 21、表 22、表 23)

父親との交渉により、JFC への養育費の支払の合意を得られたケースは 285 件あり、うち昨年度に 17 件の養育費支払の合意が得られた(表 21)。6 件はすべて父が裁判所に出頭し調停の話し合いで養育費の合意を得たものである。

通常は、父と母の双方の収入証明書を提出して養育費の金額を算定表に基づき決定するが、父が出頭せず父の収入が不明なため、父親の総収入を賃金構造基本統計調査の結果により年 370 万円程度と定め、最高裁判所事務総局・家庭裁判月報第 55 巻第 7 号 155 頁以下の標準的算定方式により、最初に未成年の監護費用分担金の支払いを求める調停の申し立てがされた時から未成年者が満 20 歳または 18 歳に達するまでの養育費が定められた。

養育費の支給終期年齢をフィリピン法で成人の 18 歳にするか日本法で 20 歳にするかは、裁判官によって判断が異なる。成人年齢が 18 歳に引き下げられたが、日本国籍のある子の場合には 20 歳まで、日本国籍取得の届出手続き中の場合には 18 歳となることが多い。昨年度は 18 歳までが 6 件、20 歳までが 5 件だった(表 22)。6 件は大学卒業まで支払うとした。

金額は、月額 10,000 円～15,000 円が 4 人、20,000 円～29,000 円が 4 人、30,000 円～39,000 円が 3 人、50,000 円が 1 人、65,000 円が 1 人、100,000 円が 1 人、子どもが 15 歳までは月額 58,000 円、15 歳～20 歳までが月額 70,000 円が 1 人、30,000 ペソが 1 人だった。

現在、データ上、父から母子へ直接送金をしているケースも含めて 87 件について父親からの養育費の送金中である。但し、長期に渡って送金が途絶えているケースも多く、実際に送金のあるケースは 30 件前後であり、父親による JFC の支援は必ずしも順調ではない。

民事執行法が改正され、2020 年 4 月 1 日から施行され、養育費を払わない父に対しての財産差し押さえの強制執行がしやすい環境となったため、支払能力があるにもかかわらず、養育費を滞納しているケースに関してはこの手続きを活用していきたい。

裁判所の中には、フィリピンに子がいる場合、フィリピンの物価を考慮し、養育費の金額は日本の基準より低くするべきだとの考えに立つものもある。しかし、物価をどう考慮するかについて確立した考え方がない以上、それを考慮して養育費の金額を決めることはケースごとに異なるため正当な決め方だとは言えない。フィリピンで生活をしているから養育費は低くていいという考え方は、生活の場所や国籍による差別であり、経済格差や物価水準を理由に養育費の減額はあってはならないと考える。

表 21 養育費の送金状況

	任意	弁護士受任
全	108	177
2025	2	15
合計	285	

表 22 養育費送金終期

	件数(人)
18 才	6
20 才	5
大学卒業迄	6
合計	17

表 23 養育費送金額(月額) (円)

月額	人
10,000～15,000	4 人
20,000～29,000	4 人
30,000～39,000	3 人
50,000	1 人
65,000	1 人
100,000	1 人
30,000PHP	1 人
58,000～70,000	1 人
一括(34,000 円)	1 人
合計	17 人

7 在留特別許可（表 24）

(1) 在留資格を有しないなど、退去強制事由（入管法 24 条）に該当する外国人は退去強制手続に付された上、強制送還（退去強制令書発付処分）されるのが原則である。しかし日本人と婚姻関係にある、日本人との間にもうけた子を養育している、などの事情により「法務大臣が特に在留を許可すべき事情があると認めるとき」には、在留特別許可が与えられる。例外的・恩恵的な制度とされているが、2024 年 1 年間の法務大臣への異議申立(1,538 件)に対する裁決件数件のうち、在留特別許可件数は 936 件であり、約 960.86%（2023 年度は 98.52%）が在留特別許可を認められている。（出入国管理統計年報<2024 年度版>法務大臣官房司法法制部編）

(2) 東京事務所で受理する在日ケースの中には、母子のいずれかまたは母子ともに在留資格を有しないケースもある。そのうち、子どもが日本国籍を有するケース、成人している JFC が日本人父の認知を得ているケースなどは、在留特別許可の手続を行っている。これまでの在留特別許可申請件数は 69 件であり、その内訳及びすでに在留特別許可を得た件数は表 23 の通りである。なお、69 件のうち 3 件は、子の日本国籍と母の婚姻の 2 つの要因があるケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。また別の 1 件は、JFC の姉妹のうち一人が日本人父から出生後認知を受け、もう 1 人が胎児認知を受けて日本国籍を有するケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。さらにもう 1 件は、母親と離れて児童養護施設で生活する JFC が日本人父から認知され、母は別の日本人男性と婚姻したケースであり、JFC とその母親とで在留特別許可の根拠が異なると見られるため、両方の類型にカウントした。さらに 3 件は子どもの認知と両親の婚姻の 2 つの要因があるためそれぞれにカウントしている。

(3) これまで、66 件について在留特別許可が出ている。

昨年度、許可されたケースは 1 件である。在留資格のない妊娠中のフィリピン人女性からコロナ禍に相談を受けたケースで、臨月だったにも関わらず一度も妊婦検診に行っていないケースだった。急遽、出産できる病院を探し、入院助産制度を利用して出産をした。父は子どもを胎児認知したため、子は出生時に国籍を取得した。2 人目を妊娠し、出産までの間に婚姻をし、出生後に子どもは婚内子として日本国籍を得、入管へ出頭し、在特を得た。

(4) 入管に出頭後、在留特別許可を得るまでの期間は 1 年未満に出ているケースが 22 件で最も多い（表 24）。

表 24 入管出頭後、
在特許可までに要した期間

期間	件
～1年未満	22
1年以上2年未満	16
2年以上3年未満	16
3年以上4年未満	3
4年以上	6
不明	3
合計	66

8 裁判ケース（表 25）

(1) これまで、JFC のケースで調停・訴訟などなんらかの形で裁判所の手続を行ったケースは 968 件あった。事件の種類及び手続の種類（調停または訴訟）、解決状況等は表 25 の通りである。これらのうち母子がフィリピンに在住しながら裁判手続を提起したケースは 596 件 (61.57%)である。

表 25 裁判手続提起・解決状況

内容		継続中	判決/和解/調停成立
	夫婦関係調整	調停 0	1
	離婚	調停 3	38
		訴訟 2	15
	親権者指定	調停 0	11
		訴訟 0	2
	離婚無効確認	審判 0	1
		訴訟 0	7
認 知	認知	調停 112	214
		訴訟 7	109
	強制認知(前夫と嫡出推定が働く)	調停 14	26
	死後認知	訴訟 8	41
	死後認知 3 年経過	訴訟 6	1
	認知無効	判決 0	2
	遺産相続	調停 4	17
	遺産相続放棄	0	5
	遺産前払い	0	1
	親子関係不存在確認	調停 2	23
		訴訟 0	5
	養育費	調停 85	167
		審判 8	19
	子どもの引き渡し	調停 0	5
		訴訟 0	2
	親権者変更	調停 0	1
	差押請求	調停 2	1
	面会交流	調停 1	2
	慰謝料請求	調停 0	0
		訴訟 0	2
	婚姻費用	調停 1	3
		訴訟 0	1
	戸籍記載事項訂正	調停 3	2
	損害賠償請求	調停 0	1
	婚姻無効(被告)	調停 1	0

注:1 ケースで 2 つ以上の事件を抱えるケースがある。